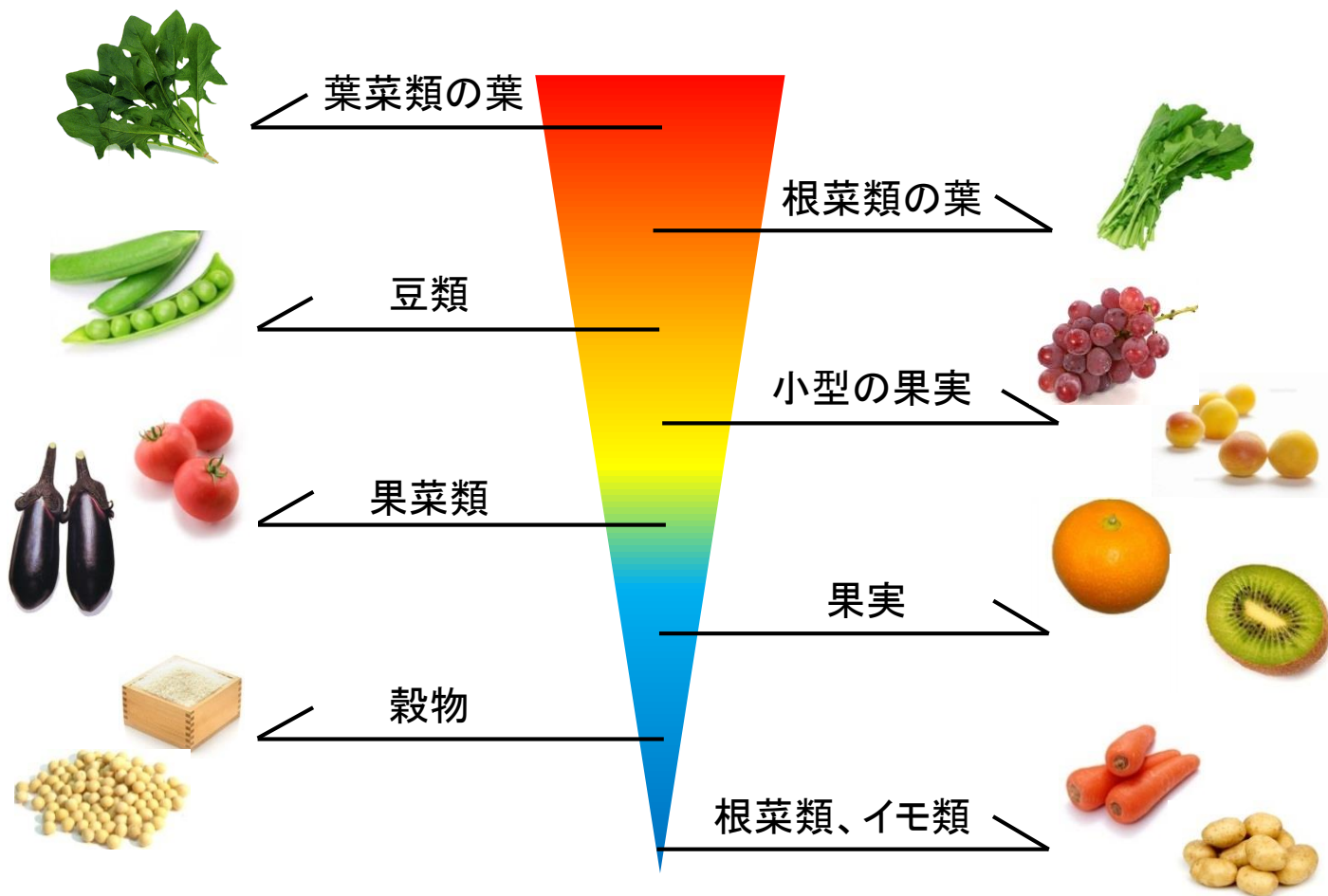


安全な県産農産物を届けるために

農林水産研究所

農薬の残留基準を超過しないため、農薬の使用基準を遵守することはもちろんですが、**防除する対象の農作物以外に農薬の散布液がかからないように注意しなければなりません。**

農薬の残留しやすさ(上にいくほど残留しやすい)



同じ重量ならば、**葉菜類のほうが表面積が大きくなり、同濃度の農薬がかかった場合、残留濃度は高くなります。**

残留基準や暫定基準がない農薬と農産物の組み合わせの場合、**一律基準(0.01ppm)で規制**されます(ポジティブリスト制度)。対象農作物に散布していなくても、農薬が飛散して検出され**基準超過となる**恐れがあります。

このため、農薬散布に当たってはノズルの種類、風向風速に十分注意しましょう。